

市町村長からのご意見とその対応の方向性について

茨城県

	意見の概要	対応の方向性
1	<p>【基本方針】</p> <p>放射性物質に汚染された廃棄物を分散させないためにも、国の「基本方針」を見直し、国内1カ所に集約し管理すること。</p> <p>福島原発周辺において、本当に帰還できるのかを明確にする。</p> <p>福島県が指定廃棄物の受け入れを極めて厳しい状況とすることは当然であるが、国が責任を持って十分な補償を行い、国内1カ所に集約すべきである。</p> <p>国は現実を直視して、この会議を開いていただきたい。</p>	<p>基本方針において県内処理方針が明記されていることについては、当時の福島県との調整状況等を踏まえて、指定廃棄物の処理は当該指定廃棄物が保管されている都道府県内において行うこととしたものである。</p> <p>一方、これまでの市町村長会議において、一部の市町村長から福島県で集約処分すべきとの意見があったことから、改めて福島県の意向を確認したところ、福島県は各県で保管されている指定廃棄物について、特措法及び基本方針に基づき、国の責任において確実に処理すべきとの考えであり、県外からの指定廃棄物の福島県への搬入について拒否している。</p> <p>このため、特措法に基づく基本方針の見直しは行わず、茨城県内での指定廃棄物の処理を進めていきたいと考えている。</p>
2	<p>【その他】</p> <p>住民の放射能アレルギーをなくさないと最終処分場設置は進展できない。</p>	<p>環境省のホームページで指定廃棄物に関する情報を現在も提供していますが、放射線対策の分かり易い資料・リーフレットの作成や、指定廃棄物の処分場に関する関係者に対してのきめ細かな情報をさらに充実していく所存です。</p>
3	<p>指定廃棄物の保管から時間が経ち、保管容器が傷んでいる。短期間で最終処分場の場所が決まらないのであれば、容器を補強するとか、土に埋めるとか考える必要がある。</p>	<p>指定廃棄物の保管に当たっては、平成23年12月に環境省が策定した「廃棄物関係ガイドライン」等に沿って、指定廃棄物を保管する者が、容器内の指定廃棄物が飛散及び流出することがないように、必要な措置をとることが必要であると考えております。</p> <p>環境省では、特措法の保管基準に従って当該廃棄物を飛散及び流出させることなく適切に保管できるよう、周知徹底を行っています。さらに、必要に応じて地方環境事務所等による現場確認を行っています。</p> <p>指定廃棄物の飛散・流出の防止に係る費用のうち一定の要件を満たすものは、環境省で実施している指定廃棄物の適正な保管のための支援の対象となり得るものです。保管状態等に問題が生じるおそれがある場合は、個別にご相談ください。</p>

意見の概要	対応の方向性
4 いつまでに最終処分場を造るかが重要。期限はいつまでなのか。	<p>有識者会議でとりまとめられた各県で候補地を選定するためのベースとなる基本的な案について市町村長会議で議論いただき、出来るだけ早期に各県における選定手法を確定して、選定作業に入ることを向けて最大限努力しているところです。</p> <p>スケジュールについても、作業の進捗状況を勘案しつつ、早急に詰めてまいります。</p> <p>地元のご理解とご協力がなければ処分場の設置はできないことから、皆様のご意見をしっかりと受け止め、手順を踏んで確実に前進できるよう取り組んでまいります。</p>